平成２４年（フ）第８号
相模原市中央区上溝３丁目16番22号　スカイレジデンス201
債務者　三枝　涼子（旧姓本橋）
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１０号
神奈川県座間市ひばりが丘３丁目22番15号
債務者　宮坂　陽夫
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１７３３号
京都市伏見区桃山町大島38番地２　桃山南団地26棟404号
債務者　小倉良太郎
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７３４号
京都市伏見区桃山町大島38番地２　桃山南団地26棟404号
債務者　小倉志津恵
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８３１号
京都市山科区西野山百々町217番地　レオパレス西野山305、申立時の住所京都市山科区竹鼻竹ノ街道町６番地　ロイヤル現代104
債務者　池田　清茂
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８３６号
京都府宇治市伊勢田町中山69番地の８　グランＫ’ｓジオ505号
債務者　田中　英行
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８５０号
京都市伏見区竹田桶ノ井町31番地21
債務者　佐々木博子（旧姓最上）
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７８号
京都府南丹市日吉町田原貝尻62番地
債務者　倉島　浩司
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第９９号
京都府亀岡市本町49番地
債務者　並河まさ江
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２４年（フ）第３号
京都府南丹市園部町栄町３号17番地８メルローズ205号
債務者　井上　綾美
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第６４１号
大阪府南河内郡河南町さくら坂１丁目９番21号
債務者　伊佐　律子
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８６７号
堺市西区浜寺船尾町西１丁153―２ハイネス諏訪森401号室、住民票上の住所堺市西区浜寺諏訪森町西１丁４番地17
債務者　河野　泰輔
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７３６号
堺市北区南花田町226番地　ロータリービルド南花田306号
債務者　淺海　卓斗
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７６０号
大阪府松原市天美南６丁目８番９号
債務者　竹中食品こと　竹中　幹雄
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７６３号
堺市北区長曽根町633番地　パナハイツ霧島103号、前住所堺市南区竹城台３丁１番９―109号
債務者　津呂智紗子
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７６号
堺市堺区大浜中町３丁２番７号
債務者　金本　雄健
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７７号
堺市堺区大浜中町３丁２番７号
債務者　金本　節子
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係